

意見書案第 1 号

非核三原則の堅持を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

提出者	甲賀市議会議員	山	岡	光	広
賛成者	同	堀		郁	子
同	同	福	井		進
同	同	若	狹	健	太
同	同	岡	田	重	美
同	同	西	山		実

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

非核三原則の堅持を求める意見書

「核を持たず、つくらず、持ち込ませず」という非核三原則は、世界で唯一の戦争被爆国である我が国の国是として、強く位置づけられ、核兵器の廃絶めざす平和国家・日本の礎として確立されている。

広島と長崎に原子爆弾を投下された経験をもつ日本は、戦後、原子力利用に関する法整備や首相答弁、国会決議など核兵器に関する政策を積み上げてきた。

2022年に確定した、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画においても、非核三原則を堅持する基本方針は今後も変わらないとし、さらに2025年度版の防衛白書でも非核三原則は国是としてこれを堅持していると明記している。

2025年8月の全国世論調査でも、約8割の国民が非核三原則を堅持すべきとしている。非核三原則の見直しは、国際社会にむけて核軍縮と廃絶を唱えてきた日本外交への信頼も損なうことになる。

核兵器が80年間使用されなかったのは、広島や長崎の被爆者や遺族が被爆の実相を世界に訴え、核兵器の危険性を拮げてきたからである。それが核兵器禁止条約の発効につながっている。日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞は、そうした活動に対する評価である。

政府が主張すべきは、非核三原則を貫き、国際社会にむけて、「核兵器のない世界」の実現を強く働きかけること以外にない。

よって、国におかれては、国是である非核三原則を堅持されることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

甲賀市議会議長 戎 脇 浩

内閣総理大臣

外務大臣 あて

財務大臣

防衛大臣

意見書案第2号

消費税減税の早期実施を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和8年3月4日

提出者	甲賀市議会議員	岡	田	重	美
賛成者	同	山	岡	光	広
同	同	西	山		実

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

消費税減税の早期実施を求める意見書

長引く物価高騰の影響により国民は苦しみ疲弊し続けている。

先の衆議院選挙では物価高対策をめぐり、対象・期間・財源などの違いはあるものの、自民・維新の与党をはじめ、ほとんどの野党が消費税減税を公約に掲げた。世界では、新型コロナ危機以降、日本の消費税に当たる付加価値税を減税した国と地域は110に上っており、物価高騰から国民の暮らしと中小企業の営業を守るための有効な対策として実施されている。日本国内においても報道各社の世論調査では、何らかの形で消費税の減税を求める声が多数になっており、今こそ日本も消費税減税に向けて踏み出すことが求められている。

消費税は低所得者ほどその負担が大きくなり、また、事業者にとっては消費税分を商品の価格に転嫁できなくても課税され、経営が赤字であっても納税義務が生じ得る税制である。そのため、物価高騰に苦しむ国民の暮らしと中小企業の事業活動を守るための緊急対策として、消費税率引き下げは最も効果が大きく、減税なくして景気回復はない。

よって、国においては、国民の暮らしと中小企業の営業を守るため、消費税減税の早期実施を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

甲賀市議会議長 戎 脇 浩

内閣総理大臣

総務大臣

あて

財務大臣

意見書案第3号

選択的夫婦別姓制度の速やかな導入を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和8年3月4日

提出者	甲賀市議会議員	西	山	実
賛成者	同	堀	郁	子
同	同	福	井	進
同	同	若	狹	健
同	同	山	岡	光
同	同	岡	田	重
				美

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

選択的夫婦別姓制度の速やかな導入を求める意見書

日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多く存在している。法務省によると、夫婦同姓を法律で定めている国は日本以外にない、内閣府のデータでは、婚姻の際、約95%が夫の姓になっており、間接的な女性差別だとの指摘もある。

通称使用では、「旧姓併記」「旧姓使用」での法的根拠がないために、「名前が違う」などと怪しまれたり、様々な事務手続の煩雑さなどを招いている。働く女性たちにとっては、改姓によって「キャリアが中断される」という声も切実で、結婚や出産を躊躇する要因の1つにもなっている。

1996年、法務大臣の諮問機関である法制審議会が、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正案要綱を答申して、すでに4半世紀以上が経過している。2021年6月、最高裁判所は、現行の夫婦同姓を違憲ではないと判決を出したが、同時に、複数の反対意見が付され、制度の在り方を国会で議論すべきとされ、2015年12月判決でも同様の指摘がされている。

選択的夫婦別姓制度は、あくまでも「選択」によるもので、引き続き夫婦同姓で結婚でき、改姓を望まない場合は夫婦別姓を選択できるというもので、誰も強制されることのない仕組みである。

世論調査では、選択的夫婦別姓制度に約6割が賛成しており、若年層ほど賛成割合が高く、60歳代以下では約7割が賛成となっている。地方議会での意見書採択も広がっている。国会において、早期に選択的夫婦別姓制度の導入についての検討を行うべきである。

28年ぶりに国会での審議が始まり、注目されていたが、衆議院の解散によって、廃案となってしまった。

よって国においては、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を速やかに導入することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

甲賀市議会議長 戎 脇 浩

内閣総理大臣

総務大臣

あて

法務大臣

意見書案第4号

日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和8年3月4日

提出者	甲賀市議会議員	小倉	剛
賛成者	同	糸目	仁樹
同	同	長	源一

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書

刑法92条には「外国国章損壊罪」が定められており、その構成要件は「外国に対して侮辱を加える目的」で「その国（外国）の国旗その他の国章を損壊し、除去し、または汚損すること」とされている。これは外交関係への悪影響を避けるために設けられたものであり、自国の国旗等に関する規定が存在しなかったのは、当然のこととして日の丸を自ら損壊しようとする者はいないという前提に基づくものである。

しかしながら、残念なことに、侮辱的意思をもって日本国の国旗を損壊・汚損する事例は存在する。

平成11年8月13日には「国旗及び国歌に関する法律」が制定され、学校教育における国旗・国歌の指導は「児童生徒に我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てる」とある。これらを踏まえ国家の象徴としての国旗については、我が国のみならず他国のものも尊重する姿勢が期待されている。罰則規定についても外国国旗等と同様に定めておくべきである。

よって、速やかに「日本国国章損壊罪」を制定することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

甲賀市議会議長 戎 脇 浩

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

総務大臣

法務大臣